

3 高校生活の注意

① 校内生活

- (a) 校舎内では所定の上履きを使用すること。
- (b) 自分の所持品には、すべて学年・組・氏名を記し、必要以外の金品は持参しないこと。
- (c) 貴重品は、ロッカーを利用するなど自分で厳重に管理すること。

② アルバイト

アルバイトは原則禁止する。ただし、経済的理由等でやむを得ず行う場合は、保護者の責任とする。

③ 単車

本校は「4ない運動」{(免許は) 取らない・(単車は) 買わない・(単車に) 乗らない・(単車に) 乗せてもらわない}を推奨している。主旨を踏まえ保護者と十分に相談のうえ行動すること。ただし、通学・学校行事・部活動等での乗車、及び制服での乗車については懲戒を含む指導を行う。

④ 携帯電話・スマートフォンに関する指導

学校敷地内での使用を原則全面禁止する。授業中などに使用、着信があった場合は、携帯を預かり指導とする。2回目から1日以上預かりとし翌日以降に返却する。3回目からはより長く預かり、5回目から保護者に来校してもらい返却する。 考査教室への持込は1日以上預かり、考査時に使用した場合は、不正行為とみなし別途指導するものとする。

*スマートフォン等のインターネット及びSNSの利用については十分に注意すること。インターネット上で他人の個人情報を無断で流したり、誹謗中傷や無責任なうわさを広めたりすることは人権侵害や肖像権の侵害等につながる。これらの事象が発覚した場合は懲戒を含む指導を行う。

⑤ 遅刻について

本校では8時30分以降に登校した場合は学校遅刻となる(8時30分より前に登校していても、1時間目の授業に遅刻した場合は学校遅刻とみなす)。一定期間で回数が多い場合は指導対象となり、遅刻の改善がみられない場合は懲戒を含む指導を行う。

⑥ 懲戒を含む指導について (次のような行動については、停学・訓告を含む指導を行う。)

喫煙及び喫煙具所持(ライター等)・飲酒・暴力行為(対教師・生徒間)・対教師暴言・授業妨害・指導拒否(頭髪など)・器物損壊・不正行為・万引き・窃盗・恐喝・賭博・交通違反・単車通学・保護者以外の車や単車への同乗・薬物乱用・いじめ行為・人権侵害(インターネット上で他人の個人情報を流したり、誹謗中傷や無責任なうわさを広めたりすることを含む。)・その他学校の秩序を乱す行為・生徒の本分に違反した行為。

⑦服装規定等

1 登下校時及び校内では、以下に記す本校指定の制服を着用すること。

(a) 男子ブレザー、ズボン、白カッターシャツ（胸部に刺繍入り）

(b) 女子ブレザー、スカートまたはスラックス・白カッターシャツ（胸部に刺繍入り）

2 気候の変化及び各自の体調に応じて、以下の制服オプションも着用を認める。

・本校指定の半袖ポロシャツ（白）

・本校指定の半袖カッターシャツ（白）

・本校指定のニット類（セーター・カーディガン・ベスト）

※ネクタイ・リボン類は式典（始業式・終業式・卒業式）及び必要に応じて着用するものとする。

※違反者に対しては、違反衣類の預かり指導をおこない、改善なき場合は懲戒の対象となる場合がある（預かり期間は一週間以上とする）。

3 防寒着について

厳冬期に限り、登下校のみ防寒着の着用を認める。ただし、防寒着を校舎内で着用したり、ブレザーを着ずに着用したりすることは禁止する。

4 頭髪違反（染色・脱色）について

自分自身の地毛の状態を維持することを基本とする。脱色・染色・パーマ・エクステンション類の着用、高校生としてふさわしくない奇抜な髪形等すべて認めない。違反者に対しては段階に応じて特別指導を行う。再三の指導に対しても改善のみられない場合は懲戒の対象とする。

5 装飾品・化粧について

装飾品（指輪・ピアス・ネックレス・カラーコンタクト等）や化粧は慎み、授業を受けるのに相応しい身なりを心がけること（体育などでの活動時や始業式・終業式等の式典では厳禁）。